

防衛医科大学校達第1号

防衛医科大学校車両の管理及び運用に関する達を次のように定める。

昭和60年1月5日

防衛医科大学校長 加納保之

防衛医科大学校車両の管理及び運用に関する達

改正 平成元年 5月29日達第4号 平成19年 3月28日達第4号
平成 4年 5月 1日達第2号 平成23年12月27日達第5号
平成 5年 4月 1日達第4号 平成24年 4月 6日達第1号
平成 7年 3月31日達第1号 平成26年 4月 1日達第9号
平成 8年10月 1日達第10号 平成28年 3月31日達第9号
平成12年11月29日達第10号 平成29年 3月30日達第3号
平成19年 1月 9日達第1号 平成31年 3月26日達第1号
令和 3年 3月31日達第3号 令和 5年 6月30日達第3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 任務（第3条―第6条）
- 第3章 運用（第7条―第13条）
- 第4章 管理（第14条―第18条）
- 第5章 運行（第19条―第26条）
- 第6章 安全（第27条―第35条）
- 第7章 記録、統計（第36条―第40条）
- 第8章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 防衛医科大学校（以下「大学校」という。）が保有する車両の適正な管理及び運用については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）その他の法令並びに防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）及びこれらに基づく特別の定めのほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）車両 大学校において使用する輸送の目的に供する自動車をいう。
- （2）管理 車両及びその附属品並びに車両に関係ある物品の保管及び維持管理をいう。
- （3）運用 人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、車両を当該装置の用い

方に従い使用し、運行すること（道路以外の場所において使用することを含む。）をいう。

(4) 乗車者 車両を操縦する者及び助手以外の者で車両に乗車している者をいう。

(5) 車両事故 車両の運用に伴って生じたすべての事故をいう。

第2章 任務

(統制)

第3条 車両の管理、運用に関し必要な統制は、事務局企画部管理施設課長（以下「管理施設課長」という。）が行う。

(調整)

第4条 車両の管理、運用に係る調整については、管理施設課長の命を受け、事務局企画部管理施設課管理係長（以下「管理係長」という。）が行う。

(車庫長)

第5条 管理施設課長は、管理施設課に所属する職員のなかから車庫長を指名し、車両等の維持管理及び運用の業務全般を把握させるとともに配車計画の作成、記録類の整理保管を行わせるものとする。

(操縦手)

第6条 操縦手は、車両を安全確実に操縦し、かつ、必要な点検整備を行い、良好な状態に保持するものとする。

2 操縦手は、自己の操縦する車両に乗車した者又は積載された貨物を命ぜられた目的地まで安全確実に輸送しなければならない。

3 操縦手は、服装、態度及び言動に十分留意し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3章 運用

(車両使用の原則)

第7条 車両は、公務以外に使用してはならない。なお、公務には、次の各号に掲げる場合を含むものとする。

(1) 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）、副校長の送迎。

(2) 学校長が特に指定した前号以外の者の送迎。

2 車両の使用に当っては、厳に濫用を戒め、節用の実をあげるよう努めなければならない。

(車両使用許可権者)

第8条 車両使用許可権者（以下「使用許可権者」という。）は、管理施設課長とする。ただし、防衛医科大学病院（以下「病院」という。）で使用する車両にあつては、病院事務部病院運営課長（以下「病院運営課長」という。）とする。

(車両使用手続)

第9条 車両を使用する場合は、原則として使用する者が、車両使用請求書（別紙様式第1。以下「請求書」という。）にあらかじめ所要事項を記入し、所属の部課長

等（事務局の課室長、主任会計監査官、医学教育研修センター事務長、医学教育開発官、医学教育研修センター事務部の室長、研修管理室長及び学生課長又は主任訓練教官並びに図書館事務長、各学科目の長、各講座の長、動物実験施設長、共同利用研究施設長、病院運営課長、病院企画調整官、各診療科の長、看護学科長、中央診療施設として置かれる部又は室の長、防衛医学研究センター事務長及び各部門の長をいう。以下同じ。）の承認を得て、原則として使用予定日の前日の15時までに当該車両の使用許可権者に提出するものとする。ただし、第7条第1項に係る使用並びに防衛省本省との連絡便についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の長期にわたる部外実習等に車両を使用する場合は、あらかじめ、管理施設課長と協議のうえ請求するものとする。

（車両使用の決定）

第10条 使用許可権者は、提出された請求書に基づき使用の目的、緊急度等その内容を検討のうえ車両使用の決定を行うものとする。

（運行指令書）

第11条 車両は、運行指令書（別紙様式第2）に基づき運行しなければならない。

2 車庫長又は病院運営課長の指名する者（以下「車庫長等」という。）は、請求書に基づき運行指令書を作成し、順序を得て使用許可権者の決裁を得たうえ、当該車両の操縦手に交付するものとする。

（車両運行した場合の手続）

第12条 操縦手は、車両運行後、運行指令書に運行状況等を記入し、車庫長等に提出しなければならない。

（有料道路の使用）

第13条 有料の高速道路の使用は、一般道路を使用した場合において、混雑のため著しく時間を要することが予想され、業務の遂行に支障をきたすと判断される場合に限り使用することができる。ただし、第7条第1項に規定する運行については使用しないものとする。

第4章 管理

（駐車位置の指定）

第14条 車両は、車庫に駐車するものとする。ただし、管理施設課長又は病院運営課長が特に他の場所に駐車することを必要と認めた場合は、この限りでない。

（整備）

第15条 車庫長は、車両について、業務遂行上支障を生じないように常に点検整備を実施し、良好な状態で維持管理しなければならない。

（運行前の点検）

第16条 操縦手は、車両法第47条の規定に基づき、その運行の開始前において、運行前点検チェック表（別紙様式第3）により車両の点検を行わなければならない。

2 操縦手は、車両の異常又は故障を発見した場合は、その旨すみやかに順序を経て

管理施設課長に報告するものとする。

(車両附属品)

第17条 車両附属品及び携行工具は、第21条第1項で指定された操縦手が管理するものとする。ただし、指定外車両の携行工具等の管理は、車庫長が行うものとする。

(燃料の補充)

第18条 車両の燃料補充は、必要の都度行い、常時運行可能な状態にしておくものとする。

2 前項の規定により燃料を補充した操縦手は、契約相手方の発行する納品書に署名し管理係長に提出するものとする。

第5章 運行

(運行車両)

第19条 車両は、車両法に基づき、安全に操縦し得る状態にあるものでなければこれを運行してはならない。

2 車両の安全な運行が困難な状態となった場合、使用許可権者は、当該車両の運行を中止するものとする。

(操縦手の指定)

第20条 車両の操縦手は、原則として車両の操縦業務を委託された役務員を指定するものとする。

2 管理施設課長又は病院運営課長は、指定した操縦手が都合により車両の操縦ができないときは、他の操縦手をもって車両の操縦を行わせるものとする。

(操縦の特例)

第21条 管理施設課長又は病院運営課長は、行事、業務等のため、特に操縦手以外の者に車両の操縦をさせる必要があると認める場合は、所属する操縦手以外の職員で、車両の操縦に十分な知識、技能を有する者に限り車両の操縦を許可することができる。

2 前項の規定により車両を運行する場合の手続きは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 部課長等は、第9条第1項に定める請求書の備考欄に操縦する者の氏名及び運転免許区分を記入のうえ、管理施設課長又は病院運営課長に申請し承認されたものについては、第11条に定める運行指令書を作成し、操縦する者に交付するものとする。

(2) 車両を操縦した者は、車両運行後運行指令書に運行状況等を記入の上車庫長等に提出するものとする。

(助手)

第22条 乗車定員30名以上の車両を運行する場合は、原則として助手を乗務させるものとする。

2 助手は、操縦手を補佐するための通常助手席に乗務し、主として次の各号に掲げる任務を遂行するものとする。

- (1) 交通信号の注視、側方並びに後方に対する注意
- (2) 車両の誘導
- (3) 車両点検、手入れの補助
- (4) 乗車者及び積荷の点検確認
- (5) その他安全運転に必要な事項
(運行経路)

第23条 車両を操縦する者は、運行指令書に示された経路を運行するものとし、やむを得ず経路を変更した場合は、その旨順序を経て所属の部課長等に報告するとともに、変更した経路及びその理由を運行指令書に記載するものとする。

2 経路を特に指示されない場合は、道路の状況等を考慮し、経路を選定するものとする。

(携行すべき物件)

第24条 車両を操縦する者は操縦に際し、次の各号に掲げる物件を携行しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 自動車検査証
- (3) 運行指令書
- (4) 事故報告関係用紙
- (5) 車両の附属品及び携行工具
(無許可操縦の禁止)

第25条 車両を操縦する者は命令又は許可なく車両を運行してはならない。

(乗車定員及び積載量)

第26条 使用許可権者は、当該車両の自動車検査証に記載された乗車定員又は最大積載量をこえて乗車又は積載させてはならない。

第6章 安全

(安全施策)

第27条 管理施設課長又は病院運営課長は、安全運行に関し、適時具体的な施策を講じなければならない。

(安全運転管理者)

第28条 道交法第74条の3に規定する安全運転管理者は、管理係長をもって充てる。

2 安全運転管理者は、操縦手に対し、関係法令の遵守、安全運転義務、基本動作の厳守及び安全運転の確認について指導を行うものとする。

3 安全運転管理者は、操縦手の過労の防止、その他車両の安全運転の確保に留意し、車両の効果的な運用を図らなければならない。

(操縦する者の申し出)

第29条 車両を操縦する者は、睡眠不足、過労、身体の異常のため車両の操縦に不安が生じたときは、すみやかにその旨を所属の部課長等に申し出るものとする。

2 前項の規定により申し出を受けた者は、すみやかに車両の操縦を停止させなければならない。

(車両事故の責任)

第30条 車両の運行に関する業務上の監督者は、その監督権の範囲に応じ事故防止に関する指導監督の責任を有する。

2 車両事故の直接の責任者は、当該車両を操縦した者とする。

3 事故車両に乗車している助手及び乗車者は、事故の処理に関し、援助又は協力をしなければならない。

(事故の確認)

第31条 車両を操縦する者は、車両操縦に起因して、人的物的損害が発生し、又は発生したと判断したときは、直ちに停車しこれを確認しなければならない。

(事故発生時の応急処置)

第32条 事故現場における応急処置は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 死傷者が発生した場合は、直ちにこれを救出し、最寄りの医療機関等に収容する等の処置を他に優先して行うものとする。

(2) 所属する部課長等(勤務時間外は学校当直)に報告するとともに、最寄りの警察署に通報するものとする。

(3) 事故により生じた相互の損害程度を相手側当事者又は現場にいる第3者と確認するものとする。

(4) 携行の事故報告用紙の記載項目にそってその場で所要事項を記入する。

(5) その他必要と思われる事項を処置する。

2 車両を操縦していた者は、前項第4号の事故報告書を順序を経てすみやかに管理施設課長又は病院運営課長に提出しなければならない。

(事故発生時の留意事項)

第33条 操縦手は、事故の処理にあたっては次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) できる限り事故現場の保存につとめなければならない。

(2) 相手側当事者、若しくはその代理人又は現場にいる第3者に対して、事故の原因又は帰属すべき責任、被害の補償等について独断的な言動はさげなければならない。

(事故の種類)

第34条 車両事故は、次の各号に掲げる種別に区分するものとする。

(1) 人身事故 車両が人に接触したため死者又は負傷者が生じたもの。

- (2) 衝突事故 車両が他の車両又は施設物等に衝突若しくは接触したもの。
- (3) 転覆事故 車両が道路において横転又は転覆したもの。
- (4) 転落事故 車両が道路外に落下し横転又は転覆したもの。
- (5) 踏切事故 車両が踏切内において、鉄道車両又は他の車両と衝突若しくは接触したもの。
- (6) 火災事故 車両が火災を生じたもの。

(学校長に対する報告)

第35条 学校長に対する車両事故の報告は、事故報告と事故詳報とに区分する。

2 管理施設課長又は病院運営課長は、車両事故が発生した場合直ちに事故報告書(別紙様式第4)を作成し、学校長に対し報告を行わなければならない。ただし、報告に急を要するときは、口頭をもってこれにかえることができる。

3 事故詳報は、別紙様式第5により作成し、前項に準じてすみやかに処置するものとする。

第7章 記録、統計

(車両操縦手経歴簿)

第36条 管理施設課室長又は病院運営課長は、車両操縦手経歴簿(別紙様式第6)を作成し、操縦手の免許及び操縦経歴に関する事項を記録しておかなければならない。

(車歴簿)

第37条 管理係長は、各車ごとに車歴簿(別紙様式第7)を作成し、整備及び検査等の状況を記録するものとする。

(車両運行記録簿)

第38条 車庫長等は、車両運行記録簿(別紙様式第8)を作成し、運行指令書に基づき各車ごとの走行状況を記録しておかなければならない。

(運行指令書等)

第39条 車庫長等は、用済後の運行指令書及び車両使用請求書を車両ごとにとりまとめ整理保管するものとする。

(統計)

第40条 管理施設課長は、次の各号に掲げる統計資料を作成するものとする。

- (1) 車両の使用及び運行に関する統計
- (2) 燃料等の消費に関する統計
- (3) その他必要と認められる統計

第8章 雑則

(委任規定)

第41条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は管理施設課長が定める。

附 則

この達は、昭和60年1月5日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

(防衛医科大学校車両の管理及び運用に関する達の一部改正)

第5条 防衛医科大学校車両の管理及び運用に関する達（昭和60年防衛医科大学校達第1号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年3月31日までの間、第9条第1項中において定める所属の部課長等に、看護学科設立準備室長を加える。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式第1（第9条関係）

防衛医科大学校

車 両 使 用 請 求 書				
使用者所属部課名		所 属 部 課 長		使用許 可権者
庶務担当係長氏名	内線（ ）			
使 用 者 氏 名				
使 用 月 日 使 用 時 間	自 月 日 ～ 至 月 日 時 分. 時 分			
行 先 ・ 経 路				係 長
用 件				
同乗者数		差出場所		
積 載 品		差出時間		
車 種				
備 考				
請求書は前日の15.00までに提出して下さい				

別紙様式第2 (第11条関係)

運行指令書(運転日報)										室長		係長		車庫長	
年月日曜		車両番号		車名年代		内訳		時間		乗員数		使用		車庫数	
運転者氏名		所属課名		ガソリン オイル 立		入庫 出庫 計		走行 の読み		乗員数		使用		車庫数	
出発地		経路		到着地		到着時間		乗員数		使用		車庫数		車庫長	
出発時間															
備考										出庫回数		超過時間			
										天		候			

別紙様式第3（第16条関係）

運行前点検チェック表					
順位	点検項目	チェック	順位	点検項目	チェック
1	ボンネットロックをはずし、ボンネットを開ける		18	運転席にのる	
2	前輪、左右のタイヤの点検 (空気圧・損傷・摩耗・き裂・溝の深さ、溝に石や金属片がないこと)		19	ベルトの点検 ドアロックが正常であること	
			20	エンジンスイッチを入れる	
各種計器の点検					
(1) オイルランプ					
3	地面にオイル、ガソリンのものが あるか			(2) 燃料計 (量)	
				(3) 水温計	
4	方向指示器、スモールランプの 取付状態と汚れの点検		21	ハンドルの遊び、ゆがみ、がた、 操作	
5	前部ナンバープレートの取付状 態と汚れ		22	チェンジレバーの操作	
6	ラジエータなど冷却装置の水量 の点検 (キャブの取付状態) (ホースからの水もれ)		23	駐車ブレーキ・レバーの引きし ろ	
			24	クラッチのふみしろ及び遊び	
7	ファンベルトの点検 (損傷、張り具合)		25	ブレーキのふみしろ及び遊び	
8	エンジンオイルの点検 (量・色)		26	電気装置の確認	
9	ブレーキオイルの点検 (量)			(1) 計音器	
10	クラッチオイルの点検 (量)			(2) ワイパー	
11	バッテリー液ならびにターミナ ル部の点検			(3) 前照灯の点滅	
				(4) 方向指示器の点滅	
12	ウォッシュ液の点検			(5) ブレーキランプの点検	
13	ボンネットを閉める		(6) ルームランプの点検		
			27	ルームミラー・フェンダーミラ ーの位置及び写影	
14	右側を廻りボデーを点検しなが ら裏に廻る		28	エンジン始動	
				◎ブレーキのテストは一時 停止位置で確認する	
15	後輪、左右のタイヤの点検 (空気 圧・損傷・摩耗・き裂・溝の深さ 及び溝に石、金属片がないこと)		備考 1. 異常があったものは点検終了後調整 して下さい。 2. 修理を要するもの。 各係→チェック表により→車両整備 請求書発行		
16	後部ナンバープレート、ブレー キランプ、方向指示器の取付状 態と汚れの点検				
17	ボデー点検しながら前に廻る				

備考：チェックリストは運行指令書の裏面に印刷する。

別紙様式第4（第35条関係）

事 故 報 告 書

報告年月日、時刻

報告者官職氏名

事 故 件 名	
事故発生年月日及び時刻	
事 故 発 生 場 所	
関係者の所属、官職、氏名、年令	
事 故 の 概 要	
処 置	
その他参考事項 (電話等で速報した場合は、その日時及び報告先等を明示すること。)	

別紙様式第5 (第35条関係)

事 故 詳 報

1 件 名				
2 事故の種類	転覆・転落・衝突・踏切・火災・人身			
3 発生部課名		使用許可権者 官職、階級、氏名		
4 操縦手	職名(階級)	公安委員免許証		操縦員資格証
	氏 名	前夜睡眠時間		事故発生前の 勤務時間
	生 年 月 日 (才)	総運転経年 年 月 走行料数 km	該車運転経年 年 月 走行料数 km	
5 発生日時	年 月 日 時 分	天候	明暗(月明)	風向・風力
6 発生場所				視界(通視)
7 道路の状況	巾 員	平均勾配		その他
	舗装の有無 種類	直線曲線		
8 運行目的			防医大発時刻	当日予定走行距離
				当日予定終了時刻
9 単車、隊の別 指 揮官、車両数				
10 事故当事者間の状況	防 衛 医 科 大 学 校 車 両			相 手 方
	制限速度 km	当時運行中の速度 km	住所、氏名、年齢その他	
	危険認知の距離 km	危険認知時の速度 km		
	衝突の速度 km	衝突後の進行距離 km		
	車 種	登録番号		
	車体型式年式 年	乗車定員積載量 人 トン		
	当時の乗車人員 人	当時の積載量		
	当時の走行料数の読み km	有効検査期間 至 自		
11 損害状況				
12 当時の状況 (要図付記)				
13 処 置	被害者に対する見舞、災害補償		報告連絡事項	事故関係者に対する刑罰
14 事故の原因			責任の所在	
15 本事故及び事故防止 に関する課長等の意見				
16 記 事				

